

平成24年三条市議会第3回定例会提出議案概要

議第 1 号 教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員須佐直樹は、平成24年7月25日任期満了することとなるので、その後任委員として須佐直樹を任命いたしたいので議会の同意を求めるもの。

委員の任期 4年

議第 2 号 公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員古澤富雄は、平成24年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として古澤富雄を選任いたしたいので議会の同意を求めるもの。

委員の任期 4年

議第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員斎藤正勝は、平成24年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として斎藤正勝を選任いたしたいので議会の同意を求めるもの。

委員の任期 3年

議第 4 号 三条市立児童館条例の一部改正について

なかよし児童館は、設置場所が利便性に欠けるため利用児童が少ないこと、また、同児童館内で実施しているさかえ児童クラブを農村環境改善センター内で実施することから、同児童館を廃止するため、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成24年7月25日

議第 5 号 三条市児童クラブ条例の一部改正について

保護者の送迎等の利便性の向上を図るためのさかえ児童クラブの実施場所の変更及び一ノ木戸小学校の移転改築による一ノ木戸児童クラブの実施場所の変更に伴い、必要な改正を行うもの。

議第 10 号 三条市公民館条例の一部改正について

井栗公民館及び井栗公民館旭分館について、施設の効率的な運営と市民サービスの向上を図ることを目的として、指定管理者制度を導入するため、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるもの。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議第 11 号 三条市火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、対象火気設備等の種類に急速充電設備が追加されたことから、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を定めるため、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 24 年 12 月 1 日

議第 12 号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

外国人住民の利便性の向上及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える同法の一部改正及び新たな在留管理制度の導入により外国人登録法が廃止されることに伴い、必要な変更を行うもの。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議第 13 号 市道路線の認定及び変更について

認定路線	3 路線	実延長	3 5 6 . 3 m
変更路線	3 路線	実延長 (増加分)	1 2 6 . 1 m

議第 14 号 三条市ごみ処理施設解体撤去工事請負契約の締結について

工 事 名 三条市ごみ処理施設解体撤去工事

工 事 内 容 三条市ごみ処理施設解体撤去工事一式

契 約 金 額 金 1 7 4 , 1 9 5 , 0 0 0 円

契 約 者 東亜・栄特定共同企業体

代表者 新潟市中央区天神一丁目 17 番 1 号

東亜建設工業株式会社北陸支店

支店長 和 田 匡 弘

議第 15 号 土地の処分について

旧大島小学校敷地を特別養護老人ホーム整備用地として譲渡するもの。

所在地	三条市大島字五軒場樋下 3783 番 1 三条市代官島字江内 1951 番 1
売却面積	5, 047. 27 m ²
売却金額	金 52, 378, 043 円
売却先	三条市田島二丁目 22 番 28 号 社会福祉法人県央福祉会 理事長 土田義郎

議第 16 号 平成 24 年度三条市一般会計補正予算

補正額	1, 161, 369 千円
補正後の額	49, 296, 369 千円

議第 17 号 平成 24 年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算

補正額	893 千円
補正後の額	10, 654, 767 千円

議第 18 号 平成 24 年度三条市後期高齢者医療特別会計補正予算

補正額	1, 050 千円
補正後の額	848, 850 千円

報第 1 号 専決処分報告について

(三条市税条例等の一部改正について)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）が平成 24 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴う所要の改正

【改正した条例】

三条市税条例
三条市都市計画税条例

【改正の内容】

1 三条市税条例

(1) 個人市民税

ア 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることに伴う規定の整備

イ 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に係る規定の整備

ウ 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例に係る規定の整備

(2) 固定資産税

ア 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）を導入することに伴う規定の整備

イ 商業地等に関する負担調整措置の延長、住宅用地に関する負担調整措置の改正及び下落修正措置の延長等に伴う規定の整備

ウ 図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団・財団法人（特例民法法人から移行した一定の法人）に係る非課税措置を追加することに伴う規定の整備

2 三条市都市計画税条例

土地に係る負担調整措置の延長等に伴う規定の整備

施行期日	平政 24 年 4 月 1 日 ただし、1(1)アについては、平成 26 年 1 月 1 日
法律の公布	平成 24 年 3 月 31 日
法律の施行	平成 24 年 4 月 1 日
専決処分した日	平成 24 年 3 月 31 日

報第 2 号 専決処分報告について

（三条市国民健康保険税条例の一部改正について）

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）が平成 24 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴う所要の改正

【改正の内容】

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に係る地方税法の改正が行われたことに伴い、長期譲渡所得に係る国民健康保険の課税の特例措置の適用に関する規定の整備

施行期日	平成 24 年 4 月 1 日
法律の公布	平成 24 年 3 月 31 日
法律の施行	平成 24 年 4 月 1 日
専決処分した日	平成 24 年 3 月 31 日

報第 3 号 専決処分報告について

(平成24年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算)

補正額	408,574千円
補正後の額	10,653,874千円
専決処分した日	平成24年5月31日

◎ 法令に基づく報告事項等

1 平成23年度三条市一般会計継続費繰越額の報告について

- ・ 4事業 4,056,374,484円

2 平成23年度三条市一般会計及び特別会計繰越明許費繰越額の報告について

- ・ 一般会計 31事業 6,361,164,000円
- ・ 公共下水道事業特別会計 2事業 131,700,000円

3 平成23年度三条市水道事業会計予算繰越額の報告について

- ・ 配水管布設替工事 76,304,000円

4 平成23年度県央土地開発公社事業実績報告書等の提出について

- ・ 平成23年度事業実績報告書等
- ・ 平成24年度事業計画書等